

愛知県基幹の広域防災拠点整備等事業

(第2期・防災公園)

【添付資料2】

基本協定書（案）

2025年7月

愛知県

目 次

第 1 条	(目的及び解釈)	1
第 2 条	(当事者の義務)	2
第 3 条	(事業予定者の設立)	2
第 4 条	(株式の譲渡)	2
第 5 条	(特定事業契約の締結)	2
第 6 条	(業務の委託・請負)	3
第 7 条	(準備行為)	3
第 8 条	(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)	3
第 9 条	(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)	5
第 10 条	(特定事業契約不調の場合の処理)	6
第 11 条	(任意事業の実施)	6
第 12 条	(本事業終了後の代表企業の責任)	6
第 13 条	(秘密保持)	6
第 14 条	(契約の変更)	7
第 15 条	(準拠法及び管轄裁判所)	7
第 16 条	(有効期間)	7
第 17 条	(疑義に関する協議)	8

別紙 1 出資者保証書

別紙 2 業務委託請負先

愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第２期・防災公園）（以下「本事業」という。）に関し、愛知県（以下「甲」という。）と●（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり、基本協定（以下「本基本協定」という。）を締結する。

第1条 （目的及び解釈）

- 1 本基本協定は、本事業に関して甲が実施した総合評価一般競争入札において乙が落札者として決定されたことを確認し、甲と、乙の設立する本事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）との間において、本事業に関し、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号。以下「PFI 法」という。）第 14 条第 1 項に基づき、本事業の実施に関する特定事業契約（以下「特定事業契約」という。）を締結することに向けての、甲及び乙の義務を定めるものとする。
- 2 本基本協定において用いられる語句は、次の各号に掲げるもの及び本文中において特に明示されているものを除き、甲が令和 7 年 7 月 8 日付けで公表した愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第２期・防災公園）入札説明書（その後の変更を含み、以下「入札説明書」という。）において定められた意味を有するものとする。
 - (1) 「応募グループ」とは、本事業が求める経営マネジメント能力及び資本金等を有し、本事業に応募する企業で、複数の企業で構成されるグループをいう。
 - (2) 「業務委託請負契約」とは、事業予定者及び業務委託請負先との間で締結される本事業に係る各業務の全部又は一部に関する業務委託契約若しくは請負契約又はこれらに替わる覚書等をいう。
 - (3) 「業務委託請負先」とは、本事業に係る各業務の全部又は一部を事業予定者から直接受託し又は請け負う代表企業、構成員その他第三者をいう。
 - (4) 「構成員」とは、応募グループを構成し、事業予定者に出資する企業（事業予定者の設立時点におけるその候補者を含む。）をいい、本基本協定締結時点では●をいう。この号における出資とは、事業予定者の発行する株式（会社法第 2 条第 17 号に定める譲渡制限株式か否かを問わない。以下同じ。）の保有をいう。
 - (5) 「事業提案書」とは、乙が令和●年●月●日付けで甲に提出した本事業の実施に係る事業提案書一式をいう。
 - (6) 「代表企業」とは、応募グループにより応募する場合に構成員の中から定める、応募手続を行う企業をいい、本基本協定締結時点では●をいう。
 - (7) 「法人等」とは、法人又は団体若しくは個人をいう。
 - (8) 「役員等」とは、法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表

者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。

(9) 「要求水準書」とは、入札説明書添付資料1「愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第2期・防災公園）要求水準書」（その後の変更を含む。）をいう。

3 本基本協定における各条項の見出しは、参照の便宜のためであり、本基本協定の各条項の解釈に影響を与えるものではない。

4 本基本協定で規定される法令等につき改正又はこれらに替わる新たな制定が行われた場合には、当該改正又は制定後の法令等が本基本協定に適用される。

第2条 （当事者の義務）

1 甲及び乙は、本事業に関する、甲と事業予定者との間での特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応しなくてはならない。

2 甲及び乙は、特定事業契約の締結のための協議においては、相手方の要望事項を尊重しなくてはならない。

第3条 （事業予定者の設立）

1 乙は、本基本協定締結後、速やかに（遅くとも特定事業契約の仮契約締結までに）、入札説明書及び事業提案書に基づき、株式会社である事業予定者を愛知県内に設立し、その定款の写し、履歴事項全部証明書及び印鑑証明書を甲に提出するものとする。

2 乙の構成員は、事業予定者を設立した後、速やかに別紙1（出資者保証書の様式）の様式及び内容の出資者保証書を作成して甲に提出する。

第4条 （株式の譲渡）

1 乙の構成員は、保有する事業予定者の株式の譲渡、担保権設定その他の処分を行う場合、時期を問わず、事前に書面による甲の承諾を得なければならない。なお、事業予定者の株式を新たに発行する場合、事業予定者が甲の事前の承認を受ける義務を特定事業契約に定めることを確認する。

2 前項の規定にかかわらず、代表企業を変更することはできない。

第5条 （特定事業契約の締結）

1 甲及び乙は、本基本協定締結後、令和●年●月●日までに、甲と事業予定者の間で特定事業契約の仮契約が締結されるよう、誠実に対応する。

2 甲及び乙は、特定事業契約の仮契約締結後も、本事業の実施のために互いに協力しなくてはならない。

第6条 (業務の委託・請負)

- 1 乙は、事業予定者をして、別紙2（業務委託請負先）及び事業提案書に基づき、本事業に係る各業務の全部又は一部を業務委託請負先に委託又は請け負わせる場合、各業務に着手する日までに、当該各業務に係る業務委託請負先との間で業務委託請負契約を締結させ、当該契約の締結後速やかに当該契約書の写しを甲に提出させなければならない。
- 2 前項により事業予定者から業務の実施を受託し又は請け負った構成員は、当該業務を誠実に実施しなければならない。

第7条 (準備行為)

- 1 乙は、特定事業契約の締結前にも、本事業の実施に関し必要な準備行為を行うことができ、甲は、必要かつ相当な範囲で、かかる行為に協力しなくてはならない。
- 2 乙は、特定事業契約の締結後速やかに、前項の甲の協力の結果を、事業予定者に対し引き継ぐものとする。

第8条 (談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等)

- 1 甲は、乙の構成員が本事業の入札手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙の構成員に損害が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 乙の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）の規定に違反し又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体が独占禁止法の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙の構成員に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 7 条の 2 第 2 項及び第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）、第 7 条の 9 第 1 項若しくは第 7 条の 9 第 2 項又は第 20 条の 2 から独占禁止法第 20 条の 6 までの規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第 7 条（第 8 条の 2 第 2 項若しくは第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項、第 8 条の 2 第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙の構成員又は乙の構成員が構成事業者である事業者団体（以下「乙の構成員等」という。）に対して行われたときは、乙の構成員等に対する命令で確定したものをいい、乙の構成員等に対して行われていないときは、各名宛

人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本基本協定に関し、独占禁止法の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙の構成員に独占禁止法の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙の構成員（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙の構成員は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、●円¹を違約罰としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙の構成員が本基本協定を履行した後も、同様とする。

3 前項の規定にかかわらず、乙の構成員は、次の各号のいずれかに該当したときは、●円²を違約罰としての賠償金として支払わなければならない。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙の構成員が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

4 前二項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が各項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙の構成員に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。

5 第二項から前項までの場合において、乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に落札者となった応募グループを解散しているときは、乙の構成員であった者についても、同様とする。

¹ サービス購入料A（消費税等を含まない。）の10分の2に相当する額とする。

² サービス購入料A（消費税等を含まない。）の10分の3に相当する額とする。

第9条 (暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等)

- 1 甲は、乙の構成員が次の各号のいずれかに該当するときは、本基本協定を解除すること及び特定事業契約を解除し、又は特定事業契約を締結しないことができるものとし、このため乙の構成員に損害が生じて、甲はその賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 法人等の役員等に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。
 - (2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 法人等の役員等又は使用人が、第1号から第5号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。
- 2 乙の構成員は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲が本基本協定を解除するか否か、及び特定事業契約を解除するか否か又は特定事業契約を締結するか否かにかかわらず、●円³を違約金としての賠償金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙の構成員に対しその超過分につき賠償金を請求することができる。
- 4 前二項の場合において、乙の構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に落札者となった応募グループを解散しているときは、乙の構成員であった者についても、同様とする。

³ サービス購入料A（消費税等を含まない。）の10分の1に相当する額とする。

第10条 （特定事業契約不調の場合の処理）

事由の如何を問わず、令和●年●月●日までに、甲と事業予定者との間で特定事業契約の仮契約が締結に至らなかった場合、特定事業契約に定める場合を除き、甲及び乙が本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを、甲及び乙は確認するものとする。ただし、第8条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第1項又は第9条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第1項の規定に従い特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、甲は乙に対し、本基本協定の規定に従い賠償金を請求することができる。

第11条 （任意事業の実施）

- 1 乙の構成員は、自ら若しくは自らが出資する会社（事業予定者を含む。）又は事業予定者と連携する企業（総称して、以下「任意事業実施企業」という。）をして、事業提案書に基づき、関係法令並びに特定事業契約、要求水準書、入札説明書及び事業提案書を遵守し、任意事業実施企業の責任及び費用負担において、任意事業を行うことを誠実に検討するものとし、甲は関係機関との調整等について協力するものとする。
- 2 任意事業の実施に関し、当該任意事業を行う乙の構成員は（乙の構成員以外の者が任意事業実施企業である場合には、乙の構成員は、当該任意事業実施企業をして）、甲との間で、任意事業について任意事業実施企業により事業内容の企画検討を誠実に行った上で事業内容が確定後速やかに、任意事業協定を締結するものとする。
- 3 乙の構成員は、自ら又は任意事業実施企業をして、事業提案書に基づく任意事業の企画検討及びその実施に関し、最大限の努力を行うものとする。

第12条 （本事業終了後の代表企業の責任）

事業期間終了後、事業予定者が解散等を行う場合において、甲の請求があるときは、代表企業は、特定事業契約に基づき事業予定者が甲に対して負担する義務を、特定事業契約の規定に従い免責的に引き受けるものとする。

第13条 （秘密保持）

- 1 甲と乙は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本基本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本基本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第

三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次に掲げる場合に限り、本基本協定に関する情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある甲又は乙の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある業務委託請負先、若しくは本事業に関して事業予定者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、甲及び乙と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関（金融商品取引所、金融商品取引業協会を含む。）の命令により開示を求められた情報を開示する場合

第14条 （契約の変更）

本基本協定は、甲及び乙の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

第15条 （準拠法及び管轄裁判所）

本基本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本基本協定に関する一切の紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第16条 （有効期間）

- 1 本基本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本基本協定の締結日から本事業終了の日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、本基本協定の規定に従い、特定事業契約が解除され又は特定事業契約が締結に至らなかった場合には、甲又は乙の代表企業が相手方に対して書面で通知することにより、本基本協定の有効期間は終了する。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次の各号（ただし、第2項の規定に従って又は甲及び乙の合意により、本基本協定の有効期間が終了する場合については第3号、第5号乃至第7号に限る。）に掲げる規定の効力は、本基本協定の有効期間の終了後も存続するものとする。
 - (1) 第8条（談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結等）第2項から第5項まで
 - (2) 第9条（暴力団排除に係る特定事業契約の不締結等）第2項から第4項まで
 - (3) 第10条（特定事業契約不調の場合の処理）
 - (4) 第12条（本事業終了後の代表企業の責任）

- (5) 第 13 条（秘密保持）
- (6) 第 15 条（準拠法及び管轄裁判所）
- (7) 本条（有効期間）

第17条 （疑義に関する協議）

本基本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本基本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が誠実に協議して、これを定めるものとする。

以 上

（以下余白）

以上を証するため、本基本協定書を2通作成し、甲及び乙の代表企業その他構成員がそれぞれ記名押印の上、甲及び乙の代表企業が各1通を保有する。

令和●年●月●日

(甲)

愛知県

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

代表者 愛知県知事 大村 秀章

(乙)

(代表企業)

[名称]

[所在地]

[代表者肩書き]

[代表者氏名]

(構成員)

[名称]

[所在地]

[代表者肩書き]

[代表者氏名]

別紙1 出資者保証書の様式

●年●月●日

愛知県

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

代表者 愛知県知事 大村 秀章 殿

出 資 者 保 証 書

愛知県（以下「県」という。）並びに落札者である●、●及び●（以下「当社ら」と総称する。）との間で、令和●年●月●日付けで締結された愛知県基幹的広域防災拠点整備等事業（第2期・防災公園）基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付けをもって、下記の事項を県に対して誓約し、かつ、表明・保証いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業予定者が、●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 (1) 本日時点における事業予定者の総株主の発行済株式は、全て普通株式⁴であり、その総数は●株であること。
(2) 当社らは全ての株式を保有しており、そのうち●株は●が、●株は●が、それぞれ保有すること。当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、そのうち●円は●が、●円は●がそれぞれ払い込み済みであること。
- 3 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県の事前の書面による承諾がある場合を除き、当社らのうち代表企業である●（以下「代表企業」という。）は、事業予定者の株式（会社法第2条第17号に定める譲渡制限株式か否かを問わない。以下同じ。）の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。
- 4 本基本協定第4条（株式の譲渡）第1項第1文に基づく県の事前の書面による承諾

⁴ 普通株式以外の出資提案がある場合には調整する。

がある場合、当社らのうち代表企業でない構成員である●及び●は、事業予定者の株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

- 5 当社らを代表又は代理して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印した者は、法令等、定款、その他社内規則で必要とされる手続に基づき、各当社らを代表して本基本協定及びこの出資者保証書に署名又は記名捺印する権限を付与されていること。

以 上

(代表企業)

(構成員)

別紙 2 業務委託請負先

業務	業務の内容	代表企業／構成員 ／その他業務委託 請負先の別	会社名
設計・建設業務	設計業務	【代表企業／構成員／その他業務委託請負先】	●
	建設業務	【代表企業／構成員／その他業務委託請負先】	●
開園準備業務	開園準備業務	【代表企業／構成員／その他業務委託請負先】	●
運営業務	運営業務	【代表企業／構成員／その他業務委託請負先】	●
維持管理業務	維持管理業務	【代表企業／構成員／その他業務委託請負先】	●

以 上

